

寒河江市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条の規定により、歳入の収納事務を委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

(1) 山形県山形市七日町三丁目 1 番 2 号

株式会社山形銀行

(2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

地銀ネットワークサービス株式会社

2 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した歳入の種類

個人の市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）及び介護保険料（普通徴収）

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 5 月 1 日

4 指定公金事務取扱者へ収納事務を委託した日

令和6年5月1日

5 指定公金事務取扱者が提携するコンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済業務の事業者

- (1) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- (2) ミニストップ株式会社
- (3) 株式会社ローソン
- (4) 株式会社ファミリーマート
- (5) 山崎製パン株式会社
- (6) 株式会社セイコーマート
- (7) 株式会社ポプラ
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
- (9) P a y P a y 株式会社
- (10) ビリングシステム株式会社
- (11) ウェルネット株式会社
- (12) 株式会社NTTドコモ
- (13) K D D I 株式会社